

国内の知的財産権に影響を及ぼすフランスの新規定

フランスの知的財産（IP）権に影響を及ぼす新しい立法規定が審議中である。これらの新規定は、「企業の成長と変革のための行動計画（Action Plan for Business Growth and Transformation）」（フランス語で：「PACTE」）という法案に含まれている。同法案は現在、議会で検討されており、政府は近いうちに法令としての公布を予定している。法案が最終決定され、法令が公布された後、新規定は2019年の最初の数か月以内に施行される見込みである。

上記法案における一つの規定がフランス実用新案の改正に関するものであり、複数の規定がフランス特許制度の改正に関するものである。この将来の法令は、フランス仮特許出願の導入を意図している。

具体的には、当該法案の第40条は、フランスの実用新案（“certificats d'utilité”：文字通りに訳せば「実用性証明書」）の存続期間を現在の6年から10年に拡大する。この改正により、フランス実用新案の存続期間は、実用新案保護を提供している他の大半の欧州諸国と足並みを揃えることになる。

当該法案の第42条は、フランス政府がフランス特許異議申立手続を導入することを可能にする。当該法案に基づき、第三者は行政手続を通してフランス特許の有効性に異議を申し立てる機会を与えられる。この改正により、既に特許付与後に異議を申し立てる手段を与えている他の欧州諸国、即ちドイツ、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、トルコおよびモルドバの法律とフランスの法律との整合性が図られる。

第42b条は当該法案の最新版に新たに盛り込まれたものであり、特許出願の審査を新規性要件だけでなく、進歩性要件にも拡大する。これまで特許出願は、クレームに進歩性があるかどうかを考慮することなく、先行技術に照らして新規性に関する分析が行われてきた。重要な点として、フランス特許庁は特許出願の方式審査のみを行い、サーチレポートおよびサーチレポートに付随する新規性分析を含む見解書は、フランス特許庁の委託を受けた欧州特許庁により作成されている。したがって、フランスの審査官が双方の特許要件を審査するかどうかはまだ不明である。

フランス仮特許出願の導入が見込まれてはいるものの、当事務所としては、外国出願が関与する可能性がある場合には、早急に作成された仮出願を用いない方針である。なぜなら多くの法域は、後の出願が主張する優先権の有効性を評価する際に厳格な基準を適用するためである。

さらにフランス市場に関心のある革新的企業は、生み出した新技術の一部を標準的な特許出願ではなく、フランスの実用新案によって保護できるかどうかを検討する必要がある。

また、フランス市場で取引を行うすべての企業は、今後近い将来にフランス特許に対する異議申立を提出する可能性についても検討すべきである。